

令 2 医務保険第702号
令和2年(2020年)9月14日

山口県医師会長
山口県歯科医師会長 様
山口県病院協会長

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療用物資の備蓄体制の強化について」の一部改正について

このことについて、別添により県内の医療機関に通知しましたのでお知らせします。

医療指導班 藤本
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939

令 2 医務保険第 702 号
令和 2 年(2020 年)9 月 14 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療用物資の備蓄体制の強化について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

国からの通知に記載のとおり、サージカルマスクに加え、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについても必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）に移行することとされました。

については、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、これまで国が実施していた「優先配布」を休止して、9月から10月にかけて、アイソレーションガウンは3回、フェイスシールドは2回に分けて、医療機関等の備蓄用として「特別配布」が実施されますので、今後、新型コロナウイルス感染症が再燃した場合等に即座に対応に当たれるよう、医療機関等の現場備蓄用として活用いただくようお願いします。

医療指導班 藤本
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939

令 2 医務保険 第 7 0 2 号
令和 2 年(2020 年)9 月 14 日

各診療所の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療用物資の備蓄体制の強化について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。
については、国の通知を医務保険課ホームページに掲載しましたので御承知くださいますようお願いします。

国からの通知に記載のとおり、サージカルマスクに加え、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについても必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）に移行することとされました。

については、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、これまで国が実施していた「優先配布」を休止して、9月から10月にかけて、アイソレーションガウンは3回、フェイスシールドは2回に分けて、医療機関等の備蓄用として「特別配布」が実施されますので、今後、新型コロナウイルス感染症が再燃した場合等に即座に対応に当たれるよう、医療機関等の現場備蓄用として活用いただくようお願いします。

○医務保険課ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/tuuti-itiran/tuuti-itiran.html>
山口県ホームページ>組織から探す>医務保険課>医療機関への周知文書一覧

医療指導班 藤本
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939

医療用物資の備蓄体制の強化

概要

- 医療機関における医療用物資（サーボカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を推進・強化。
(サーボカルマスク（7月～）、**アイソレーションガウン、フェイスシールド（8月～）**が対象。その他の医療用物資も移行を検討)
※ G-MISのデータ等から、医療用物資によって差はあるが医療機関の在庫状況は改善。感染拡大があっても安定した医療提供体制を継続できるような計画的備えが必要。

移行の際に講じる措置

- (1) 移行対象となった物資
 - ・ 移行対象となった医療用物資については、一旦、国からの優先配布を休止。
 - ・ 全ての医療用物資について、個別の緊急需要に対応するため、G-MISを活用したコロナ患者受入れ医療機関に対する緊急配布（SOS）は引き続き実施。
 - (2) 移行の際に講じる措置
 - ① 特別配布の実施
 - ・ 今後感染が再燃した場合に即応できるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、緊急時使用量1ヶ月分の医療物資の「特別配布」を実施。 ※サーボカルマスクは約8,100万枚、**アイソレーションガウンは約2,800万枚、フェイスシールドは約710万枚**を特別配布。
 - ② 備蓄の強化
 - ・ 国及び都道府県において、感染拡大に機動的に対応できるよう、備蓄を強化。
- ※ 都道府県が医療用物資を購入・備蓄するための費用は国の財政措置や交付金を活用。
- ⇒ 今後需給が再度逼迫し、多くの医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに、従前同様に国からの優先配布（無償）を再開する。

事務連絡
令和2年8月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)

「医療用物資の備蓄体制の強化について」の一部改正について

医療用物資（サーボカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付けの事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」により、対策の主軸を、応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へ移行することとし、まずは、サーボカルマスクについて移行対象としたところです。

今般、G-MIS のデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、アイソレーションガウン、フェイスシールドについて移行の対象となる医療用物資として追加いたします。

それに伴い、別紙のとおり、令和2年7月31日付けの事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」を改正しました。

都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、前回通知からの主な変更点を赤字で記載します。

事務連絡
令和2年7月31日
令和2年8月31日改正

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)

医療用物資の備蓄体制の強化について

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び手袋をいう。以下同じ。）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査を活用して、新型コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関等に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

G-MISのWEB調査の結果によれば、医療用物資の種類により差はあるものの、医療機関等の在庫状況は概ね改善傾向にあります。このような中、感染の次なる波の到来等があっても安定した医療提供体制を継続できるよう、計画的に備えを行っていくことが必要です。

このため、国としては、医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を進めることとします。ただし、医療用物資の種類によって、国内外の需給状況や民間商流の回復状況は異なることから、移行については、G-MISのデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、物資毎に順次移行していくこととしています。

以上を踏まえ、国としては、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）は引き続き実施してまいります。

また、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。

記

1 移行の対象となる医療用物資

- G-MIS のデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、サージカルマスク、**アイソレーションガウン、フェイスシールド**を移行対象とします。
- その他の医療用物資については、上記の状況を見つつ、今後の移行を検討します。移行の際は、改めて、事務連絡でご連絡いたします。
- 移行の対象となった物資については優先配布を休止しますが、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）を引き続き実施します。

2 移行の際に講じる措置

① 「特別配布」の実施について

- 移行対象となった物資については、今後感染が再燃した場合に即座に現場が対応に当たれるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、感染拡大時等の緊急時に使用すると見込まれる量の 1 ヶ月分程度の医療用物資を配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、上述のとおり、都道府県及び医療機関等で必要な備蓄が構築できる量を配布しますので、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願ひいたします。
- サージカルマスクの特別配布については、全国合計で約 8,100 万枚を、8 月中に 2 回に分けて配布**しています**。

- アイソレーションガウンの特別配布については全国合計で 2,800 万枚、フェイスシールドの特別配布については全国合計で 710 万枚を、9月から10月にかけて、アイソレーションガウンは3回、フェイスシールドは2回に分けて配布する予定です。具体的な都道府県毎の枚数等は、別途ご連絡いたします。

② 国及び都道府県の備蓄体制の強化

- 移行対象となった物資については、引き続き、感染の流行の広がりに即時に機動的に対応できるようにするために、国において、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えられる数量の備蓄を進めます。
- 都道府県においても、医療機関等においてクラスターが発生した場合等の緊急時に即時に柔軟に対応できるよう、備蓄のために必要な場所を適切に確保した上で、国からの特別配布分のほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用し、必要量を備蓄いただくようお願いいたします。

※ 都道府県が新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等に配布することを目的として医療用物資を購入する場合の費用や物資を備蓄する場所（倉庫等）を確保する費用については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することが可能です（健康局結核感染症課、医政局医療経営支援課協議済み）（別添1、2）。また、国配布の医療用物資に係る備蓄や配送の費用については配布事業費として国で財政措置をしています（別添3）。これらのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用しつつ必要な備蓄を進めていただくようお願いいたします。

(注) 別添2のQ&Aの「一時的に保管する場所を確保するための費用」については、一週間、一ヶ月といった短期間の保管のみを対象とする趣旨ではなく、新型コロナウイルス感染症対応のための保管について対象とします。

- なお、介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時においては、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛

生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応していただきますようお願いいたします。

- 移行対象となっていない物資については、引き続き国として優先配布を継続しますが、各都道府県におかれても、緊急時等の対応に向けて必要な備蓄を進めていただくよう、併せてお願ひいたします。

※別添1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対象整理表

※別添2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第4版）（抜粋）

※別添3 「「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」等に関する質疑応答集（Q&A）について（その6）（抜粋）

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8019、8481

03-3595-3431